

## 旭川市屋外広告物審議会と旭川市景観審議会の統合について

## 1 統合に係る経緯

建築部建築指導課の所管する屋外広告物審議会と地域振興部都市計画課の所管する旭川市景観審議会は、これまで根拠法令が異なることから、それぞれの課で所管していたが、屋外広告物が景観の重要な構成要素であることを鑑み、「附属機関の設置、運営に関する指針」（平成28年10月7日付け行政改革担当部長通知）に基づき、統合後の委員構成や審議事項等の審議会統合に向けた協議を両課で行ったところ、効率的な審議を進める上で統合が望ましいとの結論に至ったことから、旭川市屋外広告物条例及び旭川市景観条例を改正し、両審議会を統合することとした。

## 2 現行の審議会について

	屋外広告物審議会	景観審議会
委員数	18人以内（現行8人）	15人以内（現行7人）
委員任期 （現任期）	2年 （令和2年7月22日まで）	2年 （令和2年9月23日まで）
委員構成	(1) 学識経験者 ・北海道教育大学教授 (2) 本市及び関係行政機関の職員 ・北海道開発局職員 ・上川総合振興局職員 ・北海道警察旭川方面本部職員 (3) 屋外広告関係業者 ・旭川広告美術業組合長 ・旭川デザイン協議会副会長 ・日本サインデザイン協会会員 ・北海道建築士会旭川支部女性委員会副委員長 (4) その他市長が必要と認める者	(1) 学識経験者 ・東海大学名誉教授 ・北海道教育大学教授 ・北方建築総合研究所地域研究部長 (2) 市長が適当と認める者 ・北海道建築士会旭川支部会員 ・NPO 法人緑の探検隊理事長 ・NPO 法人グランドワーク西神楽副理事長 ・旭川デザイン協議会会員

審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・禁止物件の指定</li> <li>・特別制限地域の指定</li> <li>・地区の指定、変更</li> <li>・許可基準の制定又は変更</li> <li>・適用除外基準の制定又は変更</li> <li>・許可基準適用外の許可</li> <li>・制限地域の地域若しくは場所の制定、変更又は廃止</li> <li>・指定地区の許可基準の制定又は変更</li> <li>・指定地区の基本方針の制定又は変更</li> <li>・地区の認定又は変更措置命令</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観づくり基本計画の策定又は変更</li> <li>・景観計画の策定又は変更</li> <li>・計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続</li> <li>・景観計画区域内における行為の届出等の適用除外</li> <li>・景観重要建造物の指定</li> <li>・景観重要樹木の指定</li> <li>・表彰</li> </ul>
審議経過	<p>平成20年度～26年度 0回</p> <p>平成27年度 1回</p> <p>審議内容：指定地区の基本方針の一部改正について</p> <p>平成28年度～令和元年度 0回</p>	<p>平成20年度 1回</p> <p>審議内容：景観協定について</p> <p>平成21年度～25年度 0回</p> <p>平成26年度 4回</p> <p>審議内容：第6回景観賞の選考について（4回とも）</p> <p>平成27年度 1回</p> <p>審議内容：景観計画の変更について</p> <p>平成28年度 1回</p> <p>審議内容：景観づくり基本計画の変更について</p> <p>平成29年度～令和元年度 0回</p>

### 3 統合による効果

#### (1) 総合的な審議

屋外広告物は、条例における地区の指定や基準の制定等に関して、景観と一体的に判断する必要があるため、屋外広告物審議会と景観審議会を統合することで、より総合的視点で景観形成を進めることが可能となる。

#### (2) 事務の効率化

審議会の組織が一本化されることで開催事務の効率化が図られる。

#### 4 統合後の審議会について

委員数	15人以内
委員任期	2年
委員構成 (想定)	(1) 学識経験者 ・ 景観デザインを専門とする学識経験者 ・ まちづくりを専門とする学識経験者 (2) 関係行政機関の職員 ・ 北海道開発局, 北海道上川総合振興局, 北海道警察など (3) 市長が適当と認める者 ・ 景観デザイン関係者 (旭川デザイン協議会, 北海道建築士会等) ・ 屋外広告物関係者 (旭川広告美術業組合, 日本サインデザイン協会等) ・ 緑化関係者 (市内のNPO法人等) ・ 市民公募 (若干名)
審議内容	現行の屋外広告物審議会及び景観審議会の審議内容すべてとなる。

#### 5 今後の予定

- ・ 令和2年第3回定例会へ条例案を提出
- ・ 市民公募を実施する。募集期間は11月中旬から12月中旬を予定。
- ・ 公募以外の委員については, 12月中旬までに依頼する予定。
- ・ 新たな景観審議会は1月から開始予定。